

第 1 回 美浦村統合小学校建設委員会資料

令和 2 年 7 月 1 7 日

美浦村教育委員会 学校教育課

統合小学校建設室

目 次

I	建設委員会の設置目的と開催概要	1
1	建設委員会の設置目的	1
2	建設委員会の開催日程	1
3	建設委員会の具体的な所掌事項	2
II	統合小学校の教育の方向性	3
1	統合小学校の教育の目指す方向性	3
2	美浦村小・中一貫教育の基本方針	3
3	基本方針に基づく取り組み	3
III	統合小学校の設置に関する基本方針	6
1	基本方針案の背景・目的	6
2	基本方針案の概要	6
3	村立小学校の概要	7
	(1) 児童数の推移	7
	(2) 児童数・学級数の現況	7
	(3) 児童数・学級数の将来推計	8
4	統合小学校設置の考え方	9
	(1) 校舎建設の進め方	9
	(2) 統合小学校施設規模	9
	(3) 各小学校施設との比較	10
	(4) 統合小学校設置場所	11
	(5) 整備スケジュール	14
5	留意事項	14

I 建設委員会の設置目的と開催概要

1 建設委員会の設置目的

本村は少子化によって児童数が減少し、適正規模（12学級～18学級）を維持することが困難な小学校もある状況となっているなか、平成30年8月に村長から教育長に対し、「今後の村内小学校のあり方について検討委員会を設置して審議のうえ、答申すること」を諮問されたことを受け、「美浦村立小学校あり方検討委員会」を設置し審議を重ね、令和元年9月村長に答申を提出した。

答申の要旨は、「社会力を育み小学校の適正規模を実現するため、村内小学校の統合を実施し、安定的に村立小学校の適正規模を確保するため、木原小学校、安中小学校、大谷小学校の3校を統合し、新小学校を設立する」というものである。

このようなことから、統合小学校の教育の方向性及び設置に関する基本方針並びに統合小学校建設に関する諸課題について検討を行うため、村内の幅広い分野の委員で構成する「美浦村統合小学校建設委員会」（以下「建設委員会」という。）を設置するものである。

2 建設委員会の開催日程

建設委員会は、令和2年度末までに統合小学校の方向性及び基本方針等の取りまとめを行うことを目標に開催する予定である。

なお、進捗状況によっては開催回数や内容を変更することがある。

令和2年度		
開催概要	第1回（7月） ・委員の委嘱 ・事務局説明（建設委員会の概要、統合小学校の方向性及び基本方針）	第4回（10月） ・事務局説明（方向性及び基本方針） ・意見交換（方向性及び基本方針） ・方向性及び基本方針決定
	第2回（8月） ・事務局説明（方向性及び基本方針） ・意見交換（方向性及び基本方針）	第5回（12月） ・事務局説明（報告事項の整理、報告素案）
	第3回（9月） ・事務局説明（方向性及び基本方針） ・意見交換（方向性及び基本方針）	第6回（2月） ・事務局説明（最終報告案） ・村長へ報告

3 建設委員会の具体的な所掌事項

建設委員会で審議を行うのは、以下の(1)及び(2)となる。

- (1) 統合小学校の教育の方向性に関する審議
- (2) 統合小学校の設置に関する基本方針に関する審議
 - ① 統合小学校の施設規模に関する審議
 - ② 統合小学校の設置場所に関する審議

(1)統合小学校の教育の方向性及び(2)統合小学校の設置に関する基本方針(以下「方向性及び基本方針」という。)は、村長及び教育委員会で構成する総合教育会議(令和2年2月17日開催、令和元年度第2回総合教育会議)において、建設委員会の審議に提出する原案として承認されたものである。

建設委員会では、方向性及び基本方針(原案からのデータ更新及び文言修正等がある)について審議を行い、最終的な報告書の取りまとめを行うものとする。

なお、方向性及び基本方針については、次ページ以降で記述している。

Ⅱ 統合小学校の教育の方向性

1 統合小学校の教育の目指す方向性

◇小学校・中学校併設型の小中一貫教育

目指す方向性としては、美浦村の小学校と中学校のそれぞれの良さを生かすため、小学校及び中学校の基本的な枠組みは残し、小学校並びに中学校を存続させ、児童・生徒は小学校・中学校に在籍しながら義務教育9年間の一貫教育を行う小学校・中学校併設型の小中一貫教育を導入するものとする。

2 美浦村小中一貫教育の基本方針

美浦村では、平成26年に教育振興基本計画を策定し、「0歳から90歳までの社会力育て」を教育施策の根幹に据え教育に取り組んでいる。

特に、学校教育では、保幼小中の連携充実の観点から「0歳から15歳までの社会力の基盤づくり」に努めている。

そのため、統合小学校の設立にあたっては、子どもたちにより良い教育環境が提供できるように以下の基本的な方向で進めていく。

- (1) 木原小学校、安中小学校、大谷小学校の3校を統合する小学校を新設する。
- (2) 統合小学校並びに美浦中学校にそれぞれ校長を配置し、「小学校・中学校併設型の小中一貫教育」を導入する。児童・生徒は小学校・中学校に在籍しながら、社会力を育むことを義務教育9年間の一貫教育により実現する。
- (3) 義務教育9年間の一貫したカリキュラム（指導計画）のもとに、小学校・中学校間の児童・生徒や教職員の連携・交流を図る。
- (4) 一貫カリキュラム編成の中で、児童・生徒の発達段階に応じて、各段階において重点化すべき学習のねらいを明確にする。また、9年間を通し各学年の学習内容の確実な定着を図る。
- (5) 9年間を見通した学習活動として、これまで各小学校で実施していた特色ある学習活動である「ICT学習」、「英語学習」、「キッズカンパニー」、「陸平学習」、「吹奏楽活動」などに引き続き取り組む。
- (6) 小学校・中学校の接続に関しては、一貫カリキュラムによる積み重ねを図り、特に授業や行事などを通して互いの学びを深める。

3 基本方針に基づく取り組み（(仮称)統合小学校準備委員会で検討する）

(1) 小中一貫教育が目指すもの

①小中一貫教育校の意義

児童・生徒は小学校・中学校に在籍しながら、義務教育9年間の一貫教育を推進する。

②指導目標と育てたい児童・生徒像

発達段階に応じて、「人が人とながり社会をつくる力」である「社会力」の基盤を身につけた児童・生徒を育成する。

③小中一貫教育校の特色

村内の一小学校と一中学校による強固な連携を図り、地域と一体となった学校づくりを進める。

④小中一貫教育校に期待される効果

発達段階に応じて、社会力の基盤を身につけた子どもたちの確かな成長と学校・地域の連携の輪の広がりが期待できる。

(2) 小中一貫教育校における学習活動の充実

①9年間の一貫したカリキュラムの作成

義務教育9年間の各発達段階に応じて重点化すべき学習のねらいを明確にして、一貫したカリキュラム（指導計画）を作成する。

②9年間を見通した特色ある学習活動の展開

「ICT学習」、「英語学習」、「キッズカンパニー」、「陸平学習」、「吹奏楽活動」など特色ある学習活動を展開する。

③小学校・中学校の児童・生徒、教職員の連携・交流

児童・生徒の交流活動や教員の相互乗り入れにより、小学校・中学校の円滑な接続を図る。

④学習の指導方法と指導体制の充実

小学校・中学校での少人数指導・習熟度別学習、小学校高学年での部分的教科担任制などの指導方法の実現に向けて、人的配置を含めた指導体制の充実と学習環境の整備を図る。

(3) 小中一貫教育校を支えるもの

①保護者や地域の方々の参画

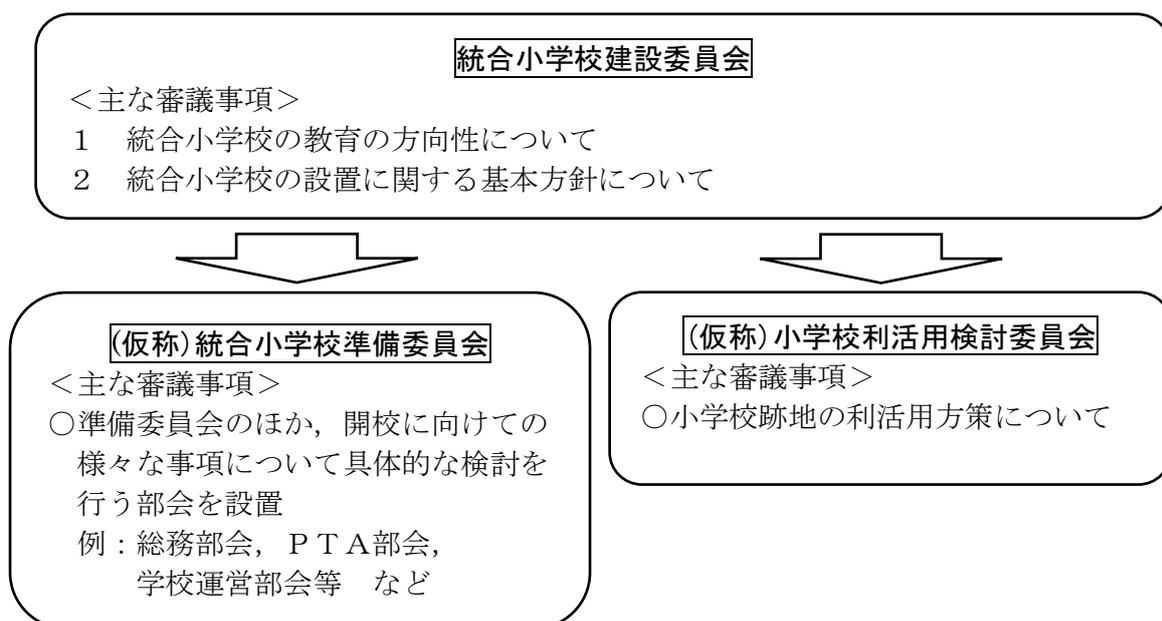
学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、ボランティアの方々が、子どもたちの学習活動に参加して、地域全体で学校を支える仕組みをより強固なものにする。

(4) 今後の取り組み

① (仮称) 統合小学校準備委員会の設置

建設委員会で、統合小学校の基本方針及び開校までのスケジュール等を決定した後、「統合小学校準備委員会」を設置し、小学校開設に向けての様々な事項について具体的な検討を行う。

<参 考> 統合小学校設立に向けた今後のスケジュール (案)



Ⅲ 統合小学校の設置に関する基本方針

1 基本方針案の背景・目的

「美浦村立小学校あり方検討委員会」が、令和元年9月に村長へ行った答申では、社会力を育み安定的に適正規模を実現するため、木原小学校・安中小学校・大谷小学校の3校を統合し、新しい場所に新小学校を設立する等の方針が示された。(以下、抜粋)

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正配置に関する方針

- 1 社会力を育み適正規模を実現するため、村内小学校の統合を実施する。
- 2 統合の方法は、安定的に村立小学校の適正規模を確保するため、木原小学校、安中小学校、大谷小学校の3校を統合し、新小学校を設立する。
- 3 新小学校の校舎は、新しい場所に新設する。
- 4 統合までの間に村内の小学校に複式学級が生じる場合は、村で教職員を雇用し複式学級とならないよう配慮する。
- 5 遠距離通学となる場合の通学手段として、スクールバスを運行する。
- 6 新小学校の校舎建設のため、教育委員会内に(仮称)美浦村統合小学校建設室を設立する。
- 7 新小学校の開設のため、設立のスケジュール決定後(仮称)美浦村統合小学校準備委員会を設立する。

この「統合小学校の設置に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)は、木原小学校・安中小学校・大谷小学校を統合した新設校(以下「統合小学校」という。)の設置場所及び施設の規模に関わる基本的な方向性について建議するものである。

2 基本方針案の概要

基本方針は、児童数の将来推計及び小学校施設の現況等を勘案し、統合小学校の設置場所、施設の概要及び計画学級数等の整備目標案を提示している。

3 村立小学校の概要

(1) 児童数の推移

本村の児童数は、昭和 53 年の日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場により大幅な増加があり、昭和 57 年度に 1,339 人とピークを迎えたあとは減少傾向となった。なお、令和 2 年度には 609 人とピーク時の約 45%まで減少している。

・美浦村児童生徒数の推移

単位：人

	S52	S53	S57	H10	H15	H20	H25	H30	R 2
児童数	641	1,213	1,339	1,281	1,144	978	847	693	609

出典：学校基本調査

(2) 児童数・学級数の現況

令和 2 年度における児童数は 609 人（木原小 211 人、安中小 70 人、大谷小 328 人）である。普通学級数は 25 学級（木原小 7 学級、安中小 6 学級、大谷小 12 学級）、特別支援学級は 7 学級（木原小 2 学級、安中小 2 学級、大谷小 3 学級）である。

・令和 2 年度小学校学年別児童数・学級数

単位：(児童数) 人、(学級数) 学級

区分	木原小学校		安中小学校		大谷小学校		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年生	30	1	5	1	51	2	86	4
2 年生	40	2	14	1	48	2	102	5
3 年生	36	1	9	1	54	2	99	4
4 年生	28	1	9	1	47	2	84	4
5 年生	36	1	11	1	56	2	103	4
6 年生	36	1	14	1	56	2	106	4
小計	206	7	62	6	312	12	580	25
特別支援	5	2	8	2	16	3	29	7
合計	211	9	70	8	328	15	609	32

出典：学校基本調査

(3) 児童数・学級数の将来推計

児童数は、令和10年度には令和2年度と比べて15%程度減少すると推計され、今後も減少傾向にある。

下記の表は、小学校を統合した場合の児童数学級数の推計である。

統合小学校の開校時期は未確定であるが、推計値を考察すると統合小学校の普通学級数は18学級程度と、特別支援学級は4学級程度と見込まれる。

・統合した場合の児童数及び学級数の推計 (R3～R10年度)

単位：(児童数)人、(学級数)学級

年度	R3		R4		R5		R6	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	94	3	99	3	89	3	90	3
2	86	3	94	3	99	3	89	3
3	102	3	86	3	94	3	99	3
4	99	3	102	3	86	3	94	3
5	84	3	99	3	102	3	86	3
6	103	3	84	3	99	3	102	3
計	568	18	564	18	569	18	560	18

年度	R7		R8		R9		R10	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	81	3	87	3	86	3	85	3
2	90	3	81	3	87	3	86	3
3	89	3	90	3	81	3	87	3
4	99	3	89	3	90	3	81	3
5	94	3	99	3	89	3	90	3
6	86	3	94	3	99	3	89	3
計	539	18	540	18	532	18	518	18

令和2年3月末現在

4 統合小学校設置の考え方

(1) 校舎建設の進め方

統合小学校については、あり方検討委員会の答申で「新しい場所に新小学校を設立する。」とされているため、最初に統合小学校を設置する場所を定める必要がある。

設置する場所に従って整備する校舎等の施設の概要が決まるため、統合小学校の設置に関しては以下のような過程を経て進めていくこととなる。

- ア 統合小学校施設規模の整理
- イ 統合小学校設置場所の選定
- ウ 統合小学校の設置場所に従い整備する施設の整理
- エ 整備する施設の設置箇所の整理
- オ 整備する施設の詳細の精査

(2) 統合小学校施設規模

ア 計画学級数

計画学級数は、前掲「児童数・学級数の将来推計」を考察した学級数とする。

- ・学級数：22（普通学級：18、特別支援学級：4）

イ 施設規模

(ア) 校舎の規模は、普通学級 18 学級、特別支援学級 4 学級を基礎に必要十分な諸室を整備する計画とするが、将来的に児童数が減少する見込みを踏まえ、合理的かつコンパクトに整備することを基本方針とする。

①校舎：6,000 m²程度

校舎の面積は、上記の方針を踏まえるとともに②の必要諸室を基に見込んでいる。

②必要諸室

校舎部分の必要諸室は、以下のように計画する。

- ・普通教室：22 教室（特別支援学級を含む）
- ・特別教室：16 教室（各準備室含む）
理科室、音楽室、図工室、家庭科室、生活科室、コンピューター教室、図書室、特別活動室×6、教育相談室×3
- ・管理諸室：23 室
校長室、職員室、会議室×2、保健室、放送室、印刷室、
カウンセリング室、職員・児童更衣室×8、給湯室、
書庫（教材・教具・資料室）×6

- ・共用部：多目的室×3、多目的ホール×1、トイレ×7、
配膳エリア×3、多目的・地域開放型スペース等

③屋内運動場：1,000 m²程度※

体育館の面積は、大谷小学校の体育館面積を参考にした想定面積としている。

※：必要に応じて施設整備を行う。

(3) 各小学校の施設との比較

区 分	木原小学校	安中小学校	大谷小学校	統合小学校
敷地 (m ²)	25,693	34,331	32,217	
うち 建物敷地 (m ²)	9,937	6,706	8,933	
運動場 (m ²)	14,793	16,307	16,140	
校舎 (延床面積m ² 、階数)	3,951、3階	2,693、3階	5,216、3階	6,000、3階
普通教室数 ※1	10	8	16	22
特別教室数 ※2	13	7	16	16
理科室	1	1	2	1
音楽室	1	1	1	1
図工室	1	1	1	1
家庭科室	1	1	1	1
生活科室	1	1	1	1
コンピューター教室	1	1	1	1
図書室	1	1	1	1
特別活動室	5		8	6
教育相談室	1			3
管理諸室等	23	13	24	38
校長室	1	1	1	1
職員室	1	1	1	1
会議室	1			2
保健室	1	1	1	1
放送室	1	1	1	1
印刷室	2		1	1
カウンセリング室				1
更衣室	2	3	1	8
給湯室				1
教材・教具・資料室	3	1	3	6

区 分	木原小学校	安中小学校	大谷小学校	統合小学校
給食室	1	1	1	
配膳室	3	1	3	3
便所	6	3	7	7
P T A室	1		1	
宿直室			1	
エレベーター			1	1
多目的室			1	3
多目的ホール				1
多目的スペース等				—
屋内運動場（延床面積㎡）	810	751	945	1,000

出典：令和元年度公立学校施設台帳

※1 特別支援教室含む ※2 準備室含む

（４）統合小学校設置場所

統合小学校設置場所の選定にあたっては、全児童が速やかに適正規模での学習環境が実現できるとともに、村の財政負担を考慮した判断が求められる。

なお、あり方検討委員会答申の中に「適正配置の検討にあたって配慮すべき事項」として以下のように示されている。

◆適正配置の検討にあたって配慮すべき事項

- ①適正配置の検討にあたっては、適正規模の確保を目指すこと。
- ②村の現状を考慮して、「学校の統合」を軸に検討する。
- ③適正配置によって遠距離通学となる場合は、スクールバス等に配慮する。
- ④小学校新設の検討にあたっては、村の財政状況を考慮する。
- ⑤今後安定的に適正規模が確保できることを考慮して、適正配置を検討する。
- ⑥小中一貫教育については、あり方の方向性が決定した後に検討する。

これらのことから、統合小学校の設置場所については以下のような設置案を検討している。

- ・ A案：新たな用地を取得して統合小学校を設置
- ・ B案：美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置

- ・ A案：新たな用地を取得して統合小学校を設置

A 案	
<p>※イメージ</p>	<p>○校舎 3階建、約 6,000 m² (建築面積約 2,000 m²)</p> <p>○屋内運動場 一部 2階建、 約 1,000 m²</p>
メリット及びデメリット	
<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の施設配置の自由度が高い <p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合小学校の設置場所によっては、距離的な制約を受け、本村が目指す小学校・中学校併設型の小・中一貫教育の効果が発揮しにくくなることがある ・屋内運動場等校舎以外の施設を整備する必要があり、財政負担が増加 ・用地取得、測量、地盤調査及び造成を行う必要があり、施設整備以外の財政負担が増加 ・用地を取得する必要があり、統合小学校設置までの期間が不明確 	

- ・ B案：美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置

B 案
メリット及びデメリット
<p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内に統合小学校を設置することにより、本村が目指す小学校・中学校併設型の小・中一貫教育の効果を発揮しやすい ・ 校舎の一部及び屋内運動場を小中学校兼用で使用できる ・ 施設整備以外の財政負担が小さい <p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校敷地内のため施設の配置に制約がある ・ 中学校の施設配置を変更しなければならない可能性がある

(5) 整備スケジュール

整備スケジュールは、統合小学校の新校舎を設置する場所によって用地取得等を行う必要が発生するため、用地取得等が完了した後の建設に要する事業年度を見込んでいる。

事業年度	用地取得等年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
事業区分	用地取得等	←-----→ 基本設計・実施設計		←-----→ 校舎等新築工事		統合 小学校 開校

5 留意事項

- (1) 統合小学校の建設では、建設時に相当額の財源投入を行うとともに多額の起債（借入）を伴うことにより将来にわたり大きな財政負担が見込まれるため、財政所管課と十分に協議を行ったうえで事業計画を策定する必要がある。

○鉄筋コンクリート造、延べ床面積 6,000 m²の校舎

・校舎建築条件設定	
想定建築面積 (m ²)	6,000
※大谷小面積 (m ²)	5,308

○鉄骨造、延べ床面積 1,000 m²の屋内運動場

・屋内運動場建築条件設定	
想定建築面積 (m ²)	1,000
※大谷小面積 (m ²)	945